

埼玉県報

第 571 号 令和 6 年(2024 年) 11 月 29 日 金曜日

目 次

規則

- 養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則(畜産安全課)
- 埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費 貸与条例施行規則の一部を改正する規則(県立学校人事課)

告示

- 災害救助用備蓄食料「缶入りパン」に関する落札者等の公示(入札課)
- PM2.5・SPM自動測定機に関する落札者等の公示(入札課)
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告(共助社会づくり課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福

祉課)

- O ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示 (衛生研究所)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の名称の変更(建築安全課)
- 県道ときがわ熊谷線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道西平小川線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- Q 県道行田市停車場酒巻線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道上中条斉条線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し(越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集の取消し(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

正誤

○ 埼玉県告示第895号中訂正(土地水政策課)

規則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則(平成二十四年埼玉県規則第八十五号)の一部を次のように

改正する。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

(表面)

蜜蜂飼育届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,	
飼	育	場	所	飼 育 蜂 群 数
				(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数		飼 育 期 間	
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで
	(うち日本蜜蜂)	月	日から 月	日まで

3 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

□同意する □同意しない

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号等並びに必要に応じ緯度 及び経度)を記入してください。なお、当該場所を特定できる地図を添付することに より、記入に代えることができます。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

(表面)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号

先に届けた事項について変更があったので、養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所

<u> </u>	大13411次614次日24日並615年						
	氏名又は名称及び代表者氏名	住	所				
変更前							
変更後							

2 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

	飼	育	場	所	飼 育 蜂 群 数
変更前					(うち日本蜜蜂)
変更後					(うち日本蜜蜂)

3 年蜜蜂飼育計画

	飼	育	場	所	飼	育計		予蜂	群	定数		飼	育	期	間	
					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	月		日まで
変更前					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	月		日まで
					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	月		日まで
					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	F.]	日まで
変更後					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	月		日まで
					(うち	日本	宝宝!	蜂)	月	日	から	月		日まで

4 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

□同意する □同意しない

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更があった事項を記入してください。
- 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号等並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 4 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

(表面)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号

蜜蜂の転飼について許可を受けたいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 年蜜蜂転飼計画

転飼しよう とする場所	左の土地所有者の 氏名又は名称及び代 表者氏名並びに住所	最大計画蜂群	転飼期間			飼育者の氏名又は 名称及び代表者 氏名並びに住所	
		(うち日本蜜蜂)	年年	月月	日から 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年年	月月	日から 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年年	月 月	日から 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年年	月 月	日から 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年年	月 月	日から 日まで	

2 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

□同意する □同意しない

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号等並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

(第1面)

第	号			
	立入村	倹査等をする	職員の携帯する身分を示す証	明書
職名				写
氏 名				真
生年月日	年	月 日	3生	
年	月	日交付		
年	月	日限り有効	动	
埼玉	県知事		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に 丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令 の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、 有しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

の間、所要の調整をして使用することができる。 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則に定める様式による用紙は、1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 当 分

規訓

埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨

励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則 埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校定時制 課程及び通信制課程生徒修

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則 (昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号) の 一

を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

(宛先) 埼玉県立

	在	学	保	証	書				
							年	月	日
高等学校長									
				πĦ	/ } ·	≓⊏			

現 住 所______ ふ り が な 生 徒 氏 名_____ 年 月 日生 性別

上記の者(以下「生徒」という。)の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した 場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学(以下「身上の異動」という。)に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所______ 上記生徒との関係_____ ふ り が な 保 護 者 氏 名

生徒の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が身上の異動に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を 履行させます。

現	住	所	 	
上記生	三徒との[曷係		
ふ保証	り が E 人 氏	な 名		
ь і - НП	_ / 0		 	

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
 - 2 保護者は、入学願書に記入した者とすること。
 - 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。
 - 4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法(明治29年法律第89号)第446条第1項の保証人ではない。

様式	第4(第19第	€関係)							
			哲言	約	書				
							年	月	日
(宛	先)								
埼	玉県立	高等学校長							
私	は、在学中、学	則その他の諸	規則の定め	かを守り、学 賞	美に励み生	徒の本分り	こ背かなレ	ことを	誓いま
す。									
				刊 <i>と</i> 生	見 住 り が ミ 徒 氏	な 名	月 日		
	上記の者(以)	「生徒」とい	いう。) の有	E学中、下記	こついて誓	約します	0		
				記					
1	学則その他の)諸規則の定る	めを守らせ	ます。					
2	生徒への連絡	各がつかない場	場合その他	生徒に関する	連絡を学	交が取る必	必要がある	と判断し	_た場
,	合、学校からの)連絡に対応し	します。						
3	生徒が休学、	復学、退学、	転学、転	籍及び留学(以下「身」	この異動」	という。)	に係る。	顔い出
	をする際に所定	どの書類に連 り	響するとと	もに、身上の	異動を履行	うさせます	-0		
				罗	見住	所			

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
 - 2 保証人は、成年者であること。
 - 3 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法(明治29年法律第89 号)第446条第1項の保証人ではない。

上記生徒との関係

ふ り が な 保 証 人 氏 名______

(埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の

一部改正)

第二条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制 る。 則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第 四十三号)の一部を次のように改正す制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規

2 第八条の見出 連帯保証 人を変更したときは、 し中「異動届」の下に 前項の異動届のほか、 「等」を加え、同条に次 改めて保証書を教育委 \mathcal{O} 一項を加える。

員会に提出しなければならない。

様式第四号を次のように改める。

保 証 書

埼玉県教育委員会

(宛先)

収入印紙 貼り付け 箇 所

修学奨励費借受人 住 所 氏 名

私は、上記の者が埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例 (以下「条例」という。)の規定により貸与を受ける修学奨励費に係る下記の返還等の債 務については、本人と連帯して負担することを保証します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名 生年月日 年 月 日 住 所 電話番号 勤 務 先 本人との関係

記

- 1 修学奨励費の額 月額1万4,000円
- 2 修学奨励費の貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 遅 滞 利 息 の 額 修学奨励費の返還事由が生じ、定められた期日までに返還 の債務を履行しなかった場合、条例第10条の規定により、 返還すべき額に年10.95%の割合を乗じて得た額

異 動 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

本 人 在学学校・学年(貸与決定番号)

住 所

氏 名

法定代理人 住 所

氏 名

下記の事項に異動がありましたので、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程 生徒修学奨励費貸与条例施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

記

(本人・法定代理人・連帯保証人)

異動事項	異 動 前	異 動 後
住 所		
電話番号		
氏 名		
異動の理由		

- 注1 法定代理人の欄は、生徒が未成年者の場合に記入すること。
 - 2 本人・法定代理人・連帯保証人のいずれかを○で囲むこと。
 - 3 該当する事項のみ記入すること。
 - 4 異動事項を証明する書類を添付すること。

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。附 則

埼玉県告示第千二百七十三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕 1 購入等件名及び数量災害救助用備蓄食料「缶入りパン」 230,400食(段ボール箱1箱24食入り×9,600箱)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年10月31日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社サイボウ 埼玉県さいたま市見沼区卸町2丁目6番15号

5 落札金額 68,428,800円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日令和6年9月13日

埼玉県告示第千二百七十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量PM2.5・SPM自動測定機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県環境部大気環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所 アドバンテック東洋株式会社 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
- 5 落札金額 39,006,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年8月23日

埼玉県告示第千二百七十五号

認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

一代表者の氏名

駒﨑 美佐子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷二丁目二十一番八号

四 失効日

令和六年十一月二十七日

埼玉県告示第千二百七十六号

た 中 第 五 を担当する機関とし の規定による医療扶 生活保護法 十五条第一項の 第十四条第四項におい 国残留邦人等及 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十 て、 び特定配偶者 助並びに中国残留邦人等の円滑な帰 規定による医療支援給付 次の者を指定した。 てその の自立 例によるも の支援に関す 0 のとされた生活 ための 医療を担当する機関又は施術 る 法 玉 九条及び第五十五条第 律 0 促進並 保護 棄 法第四 成 六年 び に 永住帰国 +法 九条及 律 :第三十 _ 項 CK L

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

名称	開 設 者 名	所 在 地	指定年月日
ニックわかば甲状腺クリ	皆 川 晃 伸	坂戸市関間四——二—八	月一日
ニック 久喜リウマチクリ	浦田幸朋	一イトーヨーカドー五F 久喜市久喜中央四―九―一	一 日 令和六年十月
久喜東クリニック	世会 くき くき	翔裕館一階 一三 — 一	二令和六年十月
ック 陣屋クリニ	ずの木 四	四 界火止一—二三—四令	月一日
所さいたま訪問診療	悠会 医療法人社団慈	所 悠会 八――レ・プリュームニさいたま訪問診療医療法人社団慈志木市上宗岡三――八――	月一日
リニック戸田プライムライフク	向後 寛子	戸田市笹目三―三―一五	月一日 年十一

月一日 年十	羽生市南羽生一—一三—一〇	河合正樹	河合歯科医院
月一日	鴻巣市新宿一—一五三	林一彦	鴻巣ハーモニー歯科
月一日年	坂戸市薬師町二八―一	野島淳也	ックのじま歯科クリニ
月一日年	二六	柳原 仁志	やなぎ歯科
一日	比企郡小川町大塚五二—一	中村	中村歯科医院
一日 年十月	飯能市岩沢二七一—一	医療法人松青会	科元かじ整形外科内
一日 和六年	加須市花崎北一—一六—七	誠の樹医療法人社団真	はなさき診療所
一日	人松青会 狭山市富士見一—一九—一九	医療法人松青会	科さやま整形外科内
月一日年	羽生市中岩瀬三二三—一	井上大輔	ク
一日	深谷市内ケ島八〇三	佐藤栄一	佐藤医院
月一日十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	Oタウン一階一○八区画上尾市宮本町三―二A―GE	園 田 正 雄	上尾そのだ眼科

飯能デンタルク	谷 俊 文	飯能店内飯能市新光一―五フーコット	一 和 日 六 年
歯科・矯正を	志会医療法人社団碧	吉川市美南二—八—一六	一日
前店ケン調剤薬局駅	駅株式会社ザック	ンション一○六号坂戸市南町二―九信栄第二マ	月一日 年十一
ープ坂戸薬師町店ウエルシア薬局コ	株式会社	坂戸市薬師町二八―一 一F	月一日
店りぼん薬局 坂戸	株式会社IAS	坂戸市中小坂八九九―三一	一日 十月
ひだまり薬局	株式会社ウィー	羽生市中岩瀬三二四	月一日令和六年十一
ファーー薬局アル	会社る薬局有限	春日部市大場九二四—七	一日 年十月
沼店 熊谷妻株式	会社セキ薬	熊谷市妻沼三一一—三	月一日令和六年十一
沢緑町店まごころ薬局所	所株式会社いまふ	所沢市縁町三―二九― 七	十七日令和六年九月
店 工ース薬局 下富	富株式会社エフケ	所沢市下富一二六七—五	十五日十月
新店 アイン薬局 行田	オス会社アイン 水式会社アイン	行田市持田三九九——	三十日 九月

小 原	石 川	告田田	深 谷	氏
史 也	和輝	和彦	大 介	名
				住 所
治療院アントニオ鍼灸	平和台院	みなと整骨院	ふかや整骨院	名 施 称 術 所
戸田市新曽九〇八―B区画	——三 月一日東京都練馬区早宮二——九令和六年十	上尾市中新井一七八—二〇	—四 一日出谷南一—二五令和六年	所在地
一 日 令和六年七月	月一日令和六年十一	令和六年四月	一日 十月	指定年月日

二 指定施術機関

きらめき訪問看護コンいつき毛呂山ヴ	ヴィレッジ	イレッジ ――九第二いづも荘一号棟 二日式会社ハート入間郡毛呂山町岩井西五―五令和六年九	二令和六
じみ 野事 業	ウェルズ ―七富士	―七富士見第七ビル三階 一日富士見市ふじみ野西四―一〇令和六年七	一令
テーションひまり訪問看護ス	e 合同会社 B e M	所沢市荒幡一○一八―四	月 一 和 六
ヨン あれいートメディカルハート	カルハート 株式会社メディ	ルハート 階 月 二一九 二令	月一日 十十
ーションるん訪問看護ステ	会 S 社 O W 合同	久喜市久喜東五—二二—五六	月 一 日 六

一日日十月		勇太	佐 藤
令和六年九月 月	ド新小岩事業所八号室サージメドハン九―九レジデンス希光一〇在宅・訪問マッ東京都江戸川区松島三―二	山祥	子 小 見
二十五日 二十五日 月	高田指圧治療院 幸手市上吉羽一二二三—一	明美	髙田
一日 十月	サージ治療院 加須市旗井二一〇三―二〇らいふ鍼灸マッ	三 佐	子 樋 口
六日令和六年九月	マッサージ ―三三九―二光ビル三F 六ひかり訪問鍼灸さいたま市大宮区大成町三令	悠理	田中
月一日	マッサージ スターハイツ一〇一ひなた訪問鍼灸所沢市星の宮二―一〇一九	章	阿 部
一 日 和 六 年 十 月	KEiROW Julian KEiROW KEiROW	琴 子	今 川

埼玉県告示第千二百七十七号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の 届出があった。 第十四条第四項に

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定医療機関

^ث -	山店名称チュリ	店 オン薬局ふじみ野 名 称 ル	店 問看護ステーシ 所 在 地 四 草 ル
	リー薬局	ぶじみ野 ポン薬局イオンスタイク	リーンライフビルー サーン薬局 イオンスタイプ じみ野 ボー 一九 ― 一十 ―
	アイン薬局 新狭山	イア	三草イア

	大 地 晴 久	氏						
			名					
旅	<u>ē</u> f	施 徘 	ī Ī	が	<u>ē</u> f	施 徘 	<u> </u>	変更
所 在 地	名称	所 在 地	名称	所 在 地	名称	所 在 地	名称	事項
(追加)	(追 加)	(追 加)	(追 加)	(追 加)	(追加)	(追 加)	(追加)	変
								更前
四三———二〇一	ま緑区ステーション た	一九一七 東京都板橋区徳丸一	馬ステーション	二一一〇二 二一一渡辺マンション 鶴ヶ島市脚折一四四	ステーション 総ヶ島	六—一二—二〇二	テーション NB E i R O W 入間ス	変更後

片框 和考	<u> </u>	不 赤 恭 子		市川 文ア	;)	施	
施 徐 序	ī Ī	施 徘 萨	r r	施 徘 萨	r r	施 徘 	ī Ī
所 在 地	名称	所 在 地	名称	所 在 地	名称	所 在 地	名称
郷四〇二 ―五グリーンパーク三三郷市三郷二―一一	八潮店がらだ元気治療院三郷	郷四〇二三郷市三郷二―一一	八潮店がらだ元気治療院三郷	ツー〇三 の一一ビクトリーハイ 所沢市東所沢一―三	市川文乃	(追加)	(追加)
二〇 三郷市戸ヶ崎一―二	かみや治療院	二〇 ニーニーニー	かみや治療院	五―二二―一〇二	サージ治療院ふわっtto鍼灸マッ	一四 九 一 一 一 三 さいたま市桜区下大久	ま桜区ステーション といた

新 井 訓 訓	=
il il	X
施 徘 	Ī
所 在 地	名称
飯能市柳町九—一七	飯能院であて在宅マッサージ
三二五—一二—七〇東京都立川市曙町一	サービス 立川事業所株式会社 在宅ケア

埼玉県告示第千二百七十八号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号) 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 第十四条第四項においてその例に 次のとおり廃止の によるもの

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

宮代クリニック	南埼玉郡宮代町笠原一—八—一五	令和六年三月一日
坂部医院	桶川市東一―三―二六	三日令和六年七月二十
クリニック武蔵藤沢セントラル	入間市下藤沢三七五——	日
柿沢外科医院	上尾市原市六〇〇—三	十日令和五年十一月三
上尾眼科	上尾市上町一―一―一五市川ビルニF	日令和六年九月三十
佐藤医院	深谷市内ケ島八〇三	1000年九月三十
ツクタマチクリニ	ーカドー五F 久喜市久喜中央四―九―一一イトーヨ	10000000000000000000000000000000000000
久喜東クリニック	階 久喜市青毛四―三―一二くき翔裕館一:	日令和六年九月三十
細川歯科医院	狭山市南入曽五五六—三	令和六年九月三日
島田歯科	狭山市広瀬三―七―二七	日和六年九月三十
医療法人 香取歯科	ルニF	号和六年九月十六

中村歯科医院	比企郡小川町大塚五二	日和六年九月三十
見東みずほ台駅前店ウエルシア薬局富士	みずほ台駅前店 クレストみずほ台一階ルシア薬局富士富士見市東みずほ台一―四―一サニー	一日 令和六年八月三十
ソレイユ薬局坂戸店	坂戸市中小坂八九九―三一	日
店 アイン薬局 行田新	行田市持田四二一——	九日令和六年九月二十
エース薬局 下富店	所沢市下富一二〇〇―四	6 和六年十月十四
いぶき薬局 緑町店	所沢市緑町三—二九—一七	日和六年九月十六
本庄くるみ薬局	本庄市千代田三—二—一一	令和六年十月一日
アイビー薬局アルフ	春日部市大場九二四—七	日令和六年九月三十

埼玉県告示第千二百七十九号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号) 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 第十四条第四 頃に おいてその例に 次のとおり辞退の によるもの

埼玉県知事 大 野 元 裕

えつお歯科医院	にった歯科一般社団法人新田会	よしひろ皮ふ科	名称
入間市鍵山一——一一——	号・二〇三号 ハイムグランデ東松山一〇六令和六年十一東松山市箭弓町一―一一―七	熊谷ビルーF春日部市中央ー―七―二〇第五	所 在 地
令和六年十月一日	令和六年十一月八日	令和六年十一月三十日	辞退年月日

埼玉県告示第千二百八十号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号) 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 第十四条第四項においてその例によるもの 次のとおり休止の

埼玉県知事 大 野 元 裕

野訪問看護	名称
ふじみ 二 ふじみ	
野市南台一—一五—一	所 在 地
令和六年九月十五日	休止年月日

埼玉県告示第千二百八十一号

条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関とし 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法 次の者を指定した。 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ の自立の支援に関する法律 \mathcal{O} 促進並びに永住 (平成六年法律

埼玉県知事 大 野 元 裕

こばと薬局		清水歯科医院		名称
二力 〇 ī 1 名	草 加 村 谷 冢	七f 〒 イ	販 能 中 中 丁 八	所 在 地
伸和株式会社		清 水 文 昭		開設者名
療養管理指導 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	指導器養管理	療介 養管 養 管 で で で で で で で 形 活 き で で た き き き で で き き で で き き で で き き で き き で き も き も		サービスの種類
日 ²	 合	日 ² オ カ カ カ ー	令和六手六月一	指定年月日

示

埼玉県告示第千二百八 八十二号

という。 自立 十四条第四項におい 条の二第一項の規定による指定介護機関 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 生活保護法 とおり変更の届出があった。 の支援に関する法律 第十四条第四項においてその (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 (平成六年法律第三十号。 例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第 以 下 「中国残留邦人等支援法」 項及び中国残

 \mathcal{O}

令和六年十一月二十九日

埼玉県知 大 元

居宅介護支援	○ ○ ○ ル 一 新宿二— 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	— 三 五 — 一 二 三 五 — 一 二 其	在事 地 者 所	所はまゆう居宅介護支援事業
理指導	薬局 羽生店	局 つばめ	称 事 業 所 名	羽生店
介護予防訪問看護	一—四—八	ー ○ 一 一 七 一 六 リ オ チ ス チ ス チ ス チ の の の の の の の の の の の の の	在事 地業 者 所	ラ
訪問看護	一—四—八 甲松山市本町	ー ー ー ー 七 ー 六 リ イ チ マ イ チ	在事 地業 所 所	ヽア ゛ー ブ く訪
介護予防訪問看護訪問看護	中 一 一 一 三 四	ビリーカー リーカー サーン サーン アライフ アク	在事地業所所	ーションこころ 医療法人社団協友
居宅介護支援	上尾市上一一	二〇三 -二四 -二 -二次泉二	在事地業所所	ンターンランセ
サービスの種類	変更後	変更前	変更事項	名称

	二—一五 北大塚一—一 東京都豊島区	—一九 越中島三—五 東京都江東区	在事 地業 者 所	
居宅介護支援	式会社・ガンアパ	ーズ株式会社	称 事 業 者 名	居宅介護支援さわやかケア所沢・
	護支援所沢・居宅介さわやかケア	宅介護支援 すで所沢・居 をかやか	称事 業 所 名	
	二—一五 東京都豊島区	——九 東京都江東区	在事地者所	
訪問介護	式会社ーズ株のエルシアパ	ーズ株式会社	称 事 業 者 名	訪問介護さわやかケア所沢・
	護 所沢・訪問介 さわやかケア	問介護 すで所沢・訪 ・訪	称事 業 所 名	
訪問介護	ョン藤二〇五 一―三一―六 五男 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	二—五—四五	在事地所所	あおい糸
与 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 。 等 。 等	階リスピルニテー 一 新宿二 ― 三 東京都新宿区	一	在事地業者所	シルバーはあと久喜
定福祉用具貸与販	スセキャリオ株式会社ベネ	林式会社シル	称 事 業 者 名	
居宅療養管理指導	新アイン 店局	チェリー薬局	称 事 業 所 名	山店 新狭

埼玉県告示第千二百八十三号

とい 自立 十四条第四項に 条の二第一項の規定による指定介護機関 留 の規定により同条第 \mathcal{O} 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 · う。 とおり廃 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四項においてその 止 (昭和二十五年法律第百四十四号) おい の届出があ 一項 てその例によるもの の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 とされた生活保護法第五十四条の二第二項 例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦 第 五 以 下 十四条の二第一 「中国残留邦 人等及び特定配偶 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 者 残 \mathcal{O}

埼玉県知事 大 野 元 裕

ひろせ西武薬局		テーション	名称
— 初 一 二 一 元 一 凍 月 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二			所 在 地
·	居宅療養管理指導	応型訪問介護看護定期巡回・随時対	サービスの種類
一 		令和三年四月一日	廃止年月日

埼玉県告示第千二百八十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県衛生研究所食品化学担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額 35,962,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和6年7月26日

埼玉県告示第千二百八十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇二二———四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市江面字東前谷三百四十番地一外二十筆、 市道久喜六〇〇八号線の

— 許(

三 雨水流出抑制施設の容量

4量 千四十三立方メートル

埼玉県告示第千二百八十六号

土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の 同条第四項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定により 公告する。 規定により

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一組合の名称

蓮田市高虫西部土地区画整理組織

二 事業施行期間

令和六年五月十七日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県蓮田市大字高虫字正 御 地、 字高 都 原 及び 字前 野 0

四 事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字高虫八十番

五 設立認可の年月日

令和六年五月十七日

六 変更の内容

第五条中「埼玉 県蓮田市大字黒浜二千七百九十九 を

「埼玉県蓮田市大字高虫八十番一」に変更する。

七 変更認可の年月日

埼玉県告示第千二百八十七号

規定により次のとおり公示する。 定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規 同条第四項の

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

号 十 事 県 埼 三 第 知 玉	番 委 号 任
会 検 う れ 査 ス ウ 株 確 ス 式 認 で 式 認 で	関性計 部 期 第 第 で で で で で で で で で で で で で
名 定 適 構 称 機 合 造 関 性 計 の 判 算	変更事項
会 確 ハ 社 認 ウ 検 オ で オ ス ス ス ス ス	変 更 前
会 住 文 社 宅 保 証 株 式 ス	変 更 後
二 月 和 一 日 年 十	変更年月日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥 広文

一 道路の種類 県道

路線名 ときがわ熊谷線

新	IΒ	旧 新 別
五二番地先まで	松一番一地先から比企郡滑川町大字伊古字弥平	区間
一五・五〇〜二六・一一	一一・〇〇~二一・五六	(メートル) 敷地の幅員
五二		(メートル) 延 長
方式車位二章につる	歩 道 整 備 L 事 こ よ ろ 。	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥 広文

一 道路の種類 県道

路線名西平小川線

新	IΞ	旧 新 別
五九三番三地先まで同郡同町大字青山字木ノ下一	中二一四番四地先から比企郡小川町大字下古寺字田	区間
一〇・二〇~二一・七〇	七 · 六 一 〈 一 四 · 一	敷地の幅員
<u>Ш</u>		(メートル) 延 長
が出己参手考にるる	首各女楽事業こよる。	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

令和六年十一月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 行田市停車場酒巻線

			地先まで	
	- - - - - - (二四・九〇	同市大字北河原字陣場一四三六番一	¥
	一八丘七・〇〇	一七・三〇~	先から	新
			行田市大字犬塚字反町一四二五番地	
			まで	
	- /-	一八・四〇	同市大字酒巻字宿裏一五七一番地先	
	一八五八・七〇	六・六〇~	先から	旧
			行田市大字犬塚字反町一四二五番地	
	(メートル)	(メートル)		;
備考	延長	敷地の幅員	区間	旧 新 別

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

令和六年十一月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

一 道路の種類 県道

路線名上中条斉条線

新	П	旧 新 別
で同市大字犬塚字反町一四二五番地ま	二地先から行田市大字犬塚字反町一五〇七番	区間
一三・二〇 〜一五・九〇	一一・九〇	敷地の幅員
† C		(メートル) 長
		備考

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 平成十八年七月十九日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年十一月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小 松 克 枝

	第二号	取消番号
	令和六年十一月十五日	年まの取消しの
戸田市大字新曽字柳原四二七—一一地先まで	戸田市大字新曽字柳原三四〇—一地先から	指定の取消しに係る道路の位置
	七十六・四〇	(単位メートル) 揺定の取消しに
		(単位メートル) 係る道路の幅員指定の取消しに
旭町沖内線の一部	幹線街路	備考

埼玉県教委告示第三十号

令和六年埼玉県教委告示第二十九号(埼玉県教育委員会定例会の招集について)

は取り消す。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉

亨

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

日時

令和六年十二月三日 午前十時

 \equiv

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県告示第八百九十五号(令和六年八月二日第五百三十七号)中訂正

ーペリジ

調査を行った地区表中

誤

青木一地区(青木二丁目)

正

青木一地区(中青木二丁目)